

業 務 契 約 書 (案)

滋賀県立伊吹高等学校ホッケーグラウンド整備業務について、契約担当者 滋賀県立伊吹高等学校 校長 松本 忠和 を甲とし、請負人〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を乙として、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲から次の契約金額をもって、別添の仕様書に掲げる業務を請け負うものとする。

契約金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち消費税および地方消費税の額 金 〇〇〇, 〇〇〇円)

(履行期限、履行場所および契約保証金)

第2条 履行期限、履行場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 履行期限 令和7年8月27日
- (2) 履行場所 滋賀県立伊吹高等学校 米原市朝日302
- (3) 契約保証金 免除

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から業務を完了した旨の通知を受けた日から10日以内に業務完了の検査を行うものとし、検査に合格後、その引渡しを受けるものとする。

(契約金額の支払)

第4条 甲は、前条の検査に合格した物件の引渡しを受けた後、乙の発行する適法は支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

3 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第5条 第3条の引渡し前に甲および乙の責めに帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙の善良な管理者として相当の注意を怠らなかったと認められるときは、甲においても相当の損害を負担するものとする。

(契約不適合責任)

第6条 第3条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(履行遅滞)

第7条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了しないときは、契約期間の満了日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を甲に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを第1条の契約金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰する事由により、履行期限までに業務が完了されなかったとき、または業務が実施される見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 乙が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事項があった場合は、この契約の一部または全部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰することができない理由により、契約の目的を達することができないと認められたとき。

(2) 甲から契約解除の申し出を受けたとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第12条 第10条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（誓約書の提出）

第13条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第14条 乙は、この契約の履行に当たり第10条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約内容の変更)

第15条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または業務を中止させることができる。この場合において、履行期間、契約金額その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

(業務実施体制等)

第16条 乙は、業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した施工体系図を甲に通知するものとする。また、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

2 乙は、再委託に係る甲の承認を得た場合は、第8条の規定による再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）についても施工体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

第17条 業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の事務所内になる場合の乙の従事者に係る服務規律等については、甲と乙が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

(検査、監督)

第18条 甲は、必要があると認める場合には、乙の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(作業時の自動車の使用)

第19条 乙は、作業時に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(機密保持)

第20条 乙は、甲から秘密として指定された事項を他の目的に利用し、または他に漏洩してはならない。

2 前項に定める規定は、本契約の終了または解除後も継続するものとする。

(履行状況等の報告)

第21条 乙は、甲から本契約の履行状況等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(作業場所等の制限)

第22条 乙は、秘密保持および業務遂行上の必要性から、甲の事務所で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合において、作業場所および機器等は、甲の使用するものと明確に区別するものとする。

3 乙は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、第2項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を乙の従事者に遵守させなければならない。

(1) 乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(2) 法人名入りの名札を着用すること。

(資料の提供)

第23条 乙は、甲に対し、業務に必要な資料の提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。

3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

(資料の管理)

第24条 乙は、甲から提供された本契約の業務に係る資料（以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

(1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。

(2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 甲の事前の承認を得た場所以外に持ち出してはならない。

(4) 本契約の業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。

2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

(目的外使用の禁止)

第25条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除き、本契約の業務以外の目的に使用してはならない。

(事故等の報告)

第26条 乙は、業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」とい

う。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(裁判管轄)

第27条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第28条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務)

第29条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他の事項)

第30条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、その他の法令の定めるところによる。

- 2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

令和7年 月 日

甲 契約担当者

滋賀県米原市朝日302

滋賀県立伊吹高等学校

校長 松本 忠和

乙 請負人

滋賀県〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇